

浜松市立小中学校・幼稚園
防災対策基準

<令和6年4月>

浜松市教育委員会

— 目 次 —

目次	1
作成の趣旨	3

事前の危機管理＜備える＞

1 学校安全、防災教育の充実	
(1) 学校安全の構造	5
(2) 浜松市学校（園）防災グランドデザイン	6
(3) 防災教育の充実	7
(4) 「浜松市版防災ノート」「防災教材」の活用	9
(5) 防災訓練の充実	10
2 災害時の配備体制	
(1) 「勤務時間内」配備体制	12
(2) 「勤務時間外（夜間、休日等）」の参集基準	14
(3) 【参考】「浜松市地域防災計画」の配備体制、参集の判断基準	16
3 施設・設備の安全管理	
(1) 定期的な校舎・設備等の安全点検	18
(2) 電気、水道に係る設備等の確認	19
4 保護者との連絡体制の構築、共通理解	20

災害発生時の危機管理＜命を守る＞

1 「避難情報（警戒レベル）」と「防災気象情報」	22
2 対処基準	
(1) 地震災害編	23
(2) 南海トラフ地震編	26
(3) 津波災害編	28
(4) 気象情報編（大雨、台風等）	31
【参考資料】雷・竜巻に関する情報	
(5) 避難情報編（Ⅰ）河川の氾濫	35
【A】外水氾濫系	
【B】内水氾濫系	
(6) 避難情報編（Ⅱ）土砂災害	47
(7) 停電編	53
(8) 暑さ指数(WBGT)編	56

事後の危機管理〈立て直す・つなぐ〉

1	風水害や地震等の発生による被害状況の報告	
(1)	小中学校の対応	64
(2)	幼稚園の対応	65
○	臨時休業実施報告書	66
○	児童生徒の事故報告書	67
○	職員事故等報告書	68
○	施設被害状況報告書	69
2	大規模災害への対応	
(1)	平常時からの連携	70
(2)	学校による避難所支援から学校教育再開への移行	71
○	大規模地震発生時の避難所開設に備え共通理解しておくべき内容	72
○	施設の安全チェックシート	74
○	避難者カード	76
○	体調管理票	77
(3)	学校教育再開に向けた具体的な対応例	78
○	学校教育再開に向けた協議・調整の担当課リスト	79
3	災害発生後の心のケア	
(1)	子どものストレス症状	81
(2)	教職員の心のケア	81
(3)	保護者の心のケア	81
(4)	ストレス反応による症状と対応	82
(5)	PTSDの予防と対応	82
(6)	心のケアに係る教職員等の役割	83

附則

「浜松市立小中学校・幼稚園 防災対策基準」作成の趣旨

学校は、災害に対して「一人の犠牲者も出さない」という意識のもと、児童生徒の安全確保に最善を尽くさなければなりません。

災害発生時に学校の危機管理が有効に機能するためには、起こり得る様々な状況を想定し、地域の実情や学校の実態、児童生徒の発達段階を踏まえた上で、学校、家庭、地域が連携（協働）した防災管理・防災教育が必要です。

そして、「命の尊厳」の理念を基盤とし、児童生徒が「自らの命を守るため安全に行動する力」、さらに「他の人や社会の安全に貢献できる力」を身につけることは、学校の安全確保のみならず、次代の安全な社会を築いていくうえで、重要な取り組みであると認識しています。

これらの考え方を踏まえ、平成 25 年度には「学校防災対策プロジェクト会議」を設置し、「浜松市学校（園）防災対策基準」の見直しを検討しました。

本市の自然環境の特徴（全国第 2 位という広大な市域面積を有する点、また市域に沿岸部・都市部・山間部を有し多様な自然環境を作り出している点）を考慮し、学校が所在する地域の自然・社会環境を踏まえた中学校区単位による対応を重視しました。

また、本基準をもとにして各校で作成している「危機管理マニュアル（災害安全編）」についても、学校の実情（地理的な条件、施設の状況、地域の実情、職員体制等）を踏まえた見直しを図り、より実践力を高めていくものとなりました。

災害発生時における教職員等の動員体制については、「浜松市地域防災計画」における配備体制を基本的な枠組みとし、教職員等による児童生徒の安全確保や学校教育の再開・復旧に向けた内容を示しました。さらに、学校に開設される避難所が地域、行政により円滑に運営されるよう、学校による避難所支援について整理しました。

本基準の運用においては、学校の防災管理・防災教育の充実を目指すことが重要であるため、今後も有識者を招いた「学校防災対策プロジェクト会議」を活用するとともに、防災リーダー（防災教育等の中心となる教職員）を中心として、各校での確かな実践へとつなげていきたいと考えています。

※補足

この基準において、幼稚園への適用に当たり、特に記載があるものを除き以下のとおりとする。

- ・「学校」とは、浜松市が設置する「小中学校」及び「幼稚園」とする。
- ・「校長」を「園長」、「児童生徒」を「幼児」と読み替える。